

内水面漁業権の免許内容

平成25年9月1日免許予定

宮崎県農政水産部水産政策課
漁業・資源管理室

共同漁業權

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 1 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1月 1日から 12月 31日まで	北川本流	北川本流。ただし、延岡市差木野町北川の鹿小路橋の 基点内第 5 番共同漁業施設の漁場の 北川本流より下流の第 5 番共同漁業施設内とする。	1. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これをみだりに 拒んではならない。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これをみだりに 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)
内 共 第 2 号	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ ふな おいかわ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月 31日まで " " " " 1月 1日から 12月 31日まで " " " 3月 1日から 9月 30日まで " " " 7月 1日から 11月 30日まで	北川本流 及び支流	北川本流及び支流。ただし、次に基点内第 1 号とイを 結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 基点内第 1 号 延岡市東海町 151番地の辯天島南西端 イ 基点内第 1 号から 249度 58 分に見る線 が対岸と接した点(延長は総合地方卸売市場入り口前の、大武川に架かる黎明橋北 端)	1. 駆除できるあるややは、 1流以内とする。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これをみだりに 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)
内 共 第 3 号	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ おいかわ やまめ にじます もくずがに	6月 1日から 12月 31日まで " " " " 1月 1日から 9月 30日まで " " " 4月 1日から 1月 31日まで " " " 7月 1日から 11月 30日まで	祝子川本流 及び支流	祝子川本流及び支流。ただし、次の基点内第 2 号とイを 結む。 基点内第 2 号 延岡市昭和町 3丁目 1730番地の 3 の十 賀突端中央部 イ 基点内第 2 号から 40 度 10 分に見る線が 対岸と接した点(祝子川左岸水門)	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これをみだりに 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)
内 共 第 4 号	第 1 種 共同漁業	あおのり しじみ	1月 1日から 12月 31日まで	五ヶ瀬川本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の基点内第 3 号とハを結んで いた線から上流の区域で、かつ、基点内第 2 号とイ及び ロをそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これをみだりに 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)
内 共 第 5 号	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ おいかわ もくずがに	6月 1日から 12月 31日まで " " " 1月 1日から 7月 1日から 11月 30日まで	五ヶ瀬川本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の基点内第 3 号とハを結んで いた線から上流の区域で、かつ、基点内第 2 号と接する。 基点内第 2 号 延岡市昭和町 3丁目 1730番地の 3 の十 賀突端中央部 イ 基点内第 2 号から 40 度 10 分に見る線が 対岸と接した点(祝子川左岸水門) ロ 基点内第 2 号から 151 度 16 分に見る線 が対岸と接した点(延長は滑溜工場大溝 笑) 基点内第 3 号 延岡市大武町 730-2番地の標 ハ 基点内第 3 号から 188 度 39 分に見る線 が対岸と接した点(五ヶ瀬川右岸)	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これをみだりに 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 4 号	第 1 種 共同漁業	あおのり しじみ	漁業 " 1月 1日から 12月 31日まで	五ヶ瀬川本流 及び支派流	五ヶ瀬川下流の橋脚の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保 護、園及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これらを 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 は除く。)
	あおのり漁業 (かわのり)		6月 1日から 11月 30日まで	五ヶ瀬川支流	五ヶ瀬川支流。ただし、西臼杵郡高千穂町秋元川の不 動ノ瀬橋の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保 護、園及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これらを 拒んではならない。	西臼杵郡 高千穂町
	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ おいかけ やまめ うぐい もくずがに	漁業 " 6月 1日から 12月 31日まで " 1月 1日から 12月 31日まで " 3月 1日から 9月 30日まで " 5月 1日から 2月末日まで " 7月 1日から 11月 30日まで	五ヶ瀬川本流 及び支派流	五ヶ瀬川本流、支派流及び派流。ただし、次の基点内第 2号とロを結んだ線から下流の区域、さき島操作室西端と大瀬川右岸斜堤及び田螺門を除 く。 基点内第 2号 延岡市昭和町 3丁目 1730番地の 3の十 貫突端中央部 ロ 基点内第 2号から 151度16分に見る線 が対岸と接した点(延長は滑掃工場大 架)	1. 敷設できるあゆやなは、 6號以内とする。 2. 河川の維持管理その他保 護、園及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これらを 拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 は除く。)
内 共 第 5 号	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ やまめ もくずがに	漁業 " 6月 1日から 12月 31日まで " 1月 1日から 12月 31日まで " 3月 1日から 9月 30日まで " 7月 1日から 11月 30日まで	五十鈴川本流 及び支流	五十鈴川本流及び支流。ただし、次の基点内第 4号と イを結んだ線より下流の区域は除く。 基点内第 4号 東臼杵郡門川町尾末1416番地 6號先尾 末神社裏船留り中州防波堤先端 イ 基点内第 4号から 142度59分を基点とお す線が対岸と接した点(竹島頂上見とお し)	1. 平成元年 4月 1日付け農 林省告示第 553号によ り公示された水域(門川漁 港水域)において、船舶の 航行をしてはならない。 2. あゆやなは、禁止する。 3. 河川の維持管理その他保 護、園及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これらを 拒んではならない。	東臼杵郡 門川町北郷 美郷区
内 共 第 6 号	第 1 種 共同漁業	はまぐり しじみ あさり	漁業 " 10月 1日から 6月 30日まで " 1月 1日から 12月 31日まで	壱見川本流 及び支流	壱見川本流及 び支流の橋脚上流の線より下流の区域は除く。	1. 河川の維持管理その他保 護、園及び公共団 体の行う事業の施工に いては、これらを 拒んではならない。	日向市 (真郷町、 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	こい こうなぎ かな もくずがに	漁業 " 1月 1日から 12月 31日まで " 7月 1日から 11月 30日まで				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 7 号	第 1 種 共同漁業	あじのり あじみ	1月 1日から 12月31日まで	耳川本流	耳川本流 下流端の線より下流の第5橋共同漁業施設の漁場の区域 内とする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、園及び公共団体の行う事業のみだりに拒んではならない。 2. 河川の維持管理その他保全のため、園及び公共団体の行う事業のみだりに拒んではならない。	日向市 (東郷町 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ うなぎ おいかわ わかさぎ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	耳川本流 及び支流	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚 上流端の線より下流の区域は除く。	1. 戻船できるあゆやなは、 2航以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、園及び公共団体の行う事業のみだりに いっては、これを行なない。 3. 基点内第 5号より 221度53分に見る緯 イが対岸と接した点(美々津中学校東端見 とおし)	日向市 東臼杵郡 諸塙村 椎葉村 西郷 美里区
内 共 第 8 号	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	石並川本流 及び支流	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下 流の基点内第 5号トイを結んだ線より下流の区域は除 く。 基点内第 5号 日向市美々津町2764-1号海岸擁壁天 端に設置した標柱	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、園及び公共団体の行う事業のみだりに いっては、これを行なない。	日向市
内 共 第 9 号	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	名貫川本流 及び支流	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の 鉄橋の橋脚の線より下流の区域は除く。	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、園及び公共団体の行う事業のみだりに いっては、これを行なない。	児湯郡 都農町 川南町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 第 11 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1月 1日から 12月31日まで	小丸川本流	小丸川本流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川の高鍋大橋の橋脚下流端の線より下流の第 5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他の保全のため、国及び公共団体の行う事業の施設だりに拒んではならない。	児湯郡 高鍋町
	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ おいかわ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	小丸川本流 及び支流	小丸川本流及び支流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川下流の候橋の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. 河川の維持管理その他の保全のため、国及び公共団体の行う事業の施設だりに拒んではならない。	児湯郡 高鍋町 木城町 川南町 西都市 日向市 東臼杵町 美郷町 南郷区 椎葉村
内 第 12 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1月 1日から 12月31日まで	一ツ瀬川本流	一ツ瀬川本流。ただし、児湯郡新富町一ツ瀬川の一ツ瀬橋の下流端の線より下流の第 5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他の保全のため、国及び公共団体の行う事業の施設だりに拒んではならない。	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町
	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ おいかわ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	一ツ瀬川本流 及び支流	一ツ瀬川本流及び支流。ただし、次の基点内第6号とイを結んだ線より下流の区域は除く。 基点内第 6号 見湯郡新富町大字下富田字二ツ立4730番2地先の九龍ダム放水槽示板中央(一ツ瀬川右岸の堤防上) イ 見湯郡新富町大字下富田字今島4560番18の漁港原点(一ツ瀬川左岸の護岸上)	1. 施設できるあるやなは、4統以内とする。 2. 河川の維持管理その他の保全のため、国及び公共団体の行う事業の施設だりに拒んではならない。	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町 西米良村 西都市 東臼杵郡 椎葉村
内 第 13 号	第 5 種 共同漁業	こい うなぎ ぶな もくずがに	1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで	石崎川本流 及び支流	石崎川本流及び支流。	1. 河川の維持管理その他の保全のため、国及び公共団体の行う事業の施設だりに拒んではならない。	宮崎市 佐土原町 西都市

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 14 号	第 1 種 共同漁業	しじみ ごかい しやこ	1月 1日から 12月 31日まで	大淀川本流	大淀川本流より下流の第 5 標柱	1. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業のみだりに いては、これらをみだりに 拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 滑武町、 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ ふな おいかわ やまめ うぐい もくずがに	漁業 " " " " "	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 3月 1日から 9月 30日まで 5月 1日から 2月末日まで 7月 1日から 11月 30日まで	大淀川本流 及び支流 を結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第 7 号 宮崎市高洲町 1番 3 (大淀川左岸) に 設置した標柱 イ 基点内第 7 号から 190 度に見る線が対 岸と接した点	1. 故設できるあゆやなは、 6歳以内とする。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これらをみだりに 拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 滑武町、 は除く。) 都城市 小林市 東諸県郡 綾町 国富町 西諸県郡 高原町 北諸県郡 三殷町
内 共 第 15 号	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ もくずがに	漁業 " " "	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 7月 1日から 11月 30日まで	滑武川本流 及び支流 を結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第 8 号 宮崎市田吉無番地郡同分区管理塙管防 備保安林の中に設置した標柱 イ 基点内第 8 号より 178 度に見る線が対 岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業のみだりに いては、これらをみだりに 拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 高岡町、 滑武町、 は除く。)
内 共 第 16 号	第 1 種 共同漁業 第 5 種 共同漁業	はまぐり あさり しやこ あゆ うなぎ もくずがに	漁業 " " " 漁業 " "	10月 1日から 6月 30日まで 1月 1日から 12月 31日まで 6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 7月 1日から 11月 30日まで	加江田川本流 及び支流 を結んだ線から下流の区域及び知福川は除く。 基点内第 9 号 宮崎市大字熊野 1413番地に設置した標 柱 イ 基点内第 9 号から 155 度 27 分に見る線 が対岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他の保 全のため、国及び公共団 体の行う事業のみだりに いては、これらをみだりに 拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 滑武町、 は除く。) 日南市 北郷町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	漁場の位置	制限又は条件	関係地区
内 第 17 号	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ ふな おいかわ やまめ	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 3月 1日から 9月 30日まで	川内川本流 及び支流	川内川本流及び支流。ただし、次の基点内第10号と基点内第11号を除んだ線から上流の川内川本流及び支流の区域内とする。	1. 敷設できるあるやなは、1統とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工につけんでは、これをおみだりに拒んではならない。	えびの市
内 第 18 号	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ やまめ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 3月 1日から 9月 30日まで 7月 1日から 11月 30日まで	広渡川本流 及び支流	基点内第10号 えびの市大字龜沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標坑 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工につけんでは、これをおみだりに拒んではならない。	日南市 (南郷町 は除く。)
内 第 19 号	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ やまめ もくずがに	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 3月 1日から 9月 30日まで 7月 1日から 11月 30日まで	福島川本流 及び支流	福島川本流及び支流。ただし、串間市金谷福島川下流金谷橋の上流端の線より下流の区城、普田及び天神橋の下流の新浜の新浜より下流の区城及び岸東端とを結ぶ線より下流の区城は除く。	1. 敷設できるあるやなは、1統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工につけんでは、これをおみだりに拒んではならない。	串間市
内 第 20 号	第 5 種 共同漁業	あゆ うなぎ もくずがに	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで 7月 1日から 11月 30日まで	本城川本流 及び支流	本城川本流	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工につけんでは、これをおみだりに拒んではならない。	串間市
内 第 21 号	第 5 種 共同漁業	あゆ こうなぎ ふな わかさぎ おいしいかわ	6月 1日から 12月 31日まで 1月 1日から 12月 31日まで	御池	御池		都城市 (山田町、 高城町、 山之口町 は除く。) 西諸県郡 高原町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区	
内 共 第 22 号	第 1 種 共同漁業	しじみ ごかい しゃこ	漁業 〃 〃	1月 1日から 12月 31日まで	八重川	八重川及び津屋原沼。ただし、八重川の区域について は、八重川が大淀川に合流する線から八重川上流の下 は、八重川橋の橋梁の下流端までとする。 八重川の行う事業の施工に付 いては、これをみだりに 拒んではならない。	1. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工に付 いては、これらをみだりに 拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田町、 高岡町、 滑武町、 は除く。)

区画漁業権

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第1号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	兜湯郡西米良村大字越野尾 宇下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアーチ瀬川の区域 結んだ線によつて囲まれたーヶ瀬川の区域	兜湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第2号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾宇戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた銀鏡川の区域	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第3号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾宇戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた銀鏡川の区域	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第4号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾宇戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた銀鏡川の区域	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾

漁場番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業時期	漁場の位置	地元地区
内区第5号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた銀鏡川の区域 基点内第 107号から28度36分、 267メートルの点 基点内第 107号から14度5分、 245メートルの点 基点内第 107号から71度24分、 124メートルの点 基点内第 107号から78度41分、 187メートルの点 基点内第 107号の位置は次のとおり 基点内第 107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標No. 0	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第6号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた一ツ瀬川の区域 基点内第 101号から 343度37分、 244メートルの点 基点内第 101号から 344度7分、 49メートルの点 基点内第 101号から49度46分、 64メートルの点 基点内第 101号から 357度56分、 234メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	児湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第7号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた銀鏡川の区域 基点内第 101号から 87度44分、 202メートルの点 基点内第 101号から 157度7分、 252メートルの点 基点内第 101号から 139度38分、 301メートルの点 基点内第 101号から 92度3分、 259メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第8号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で 結んだ線によつて囲まれた一ツ瀬川の区域 基点内第P6号から 33度25分、 171メートルの点 基点内第P6号から 49度7分、 126メートルの点 基点内第P5号から 183度17分、 124メートルの点 基点内第P5号から 187度35分、 64メートルの点 基点内第P5号及び基点内第P6号の位置は次のとおり 基点内第P5号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 75 -12の 標鏡 世界測地系 北緯32度12分 20.4544秒、 東経 131度16分 24.7330秒 基点内第P6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 74 -12の 標杭 世界測地系 北緯32度12分 13.0245秒、 東経 131度16分 11.0851秒	児湯郡 西米良村 大字越野尾